

令和6年第9回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日(水)午後2時00分～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

2番 逢坂 利人	11番 蔭山 勝利
3番 佐藤 貞男	12番 河野 弘彦
5番 竹田 勝一	13番 尾方 隆子
6番 黒川 邦晴	14番 河野 耕八郎
7番 藤本 尚人	16番 長浦 勝幸
8番 谷 富廣	17番 安達 英雄
9番 大久保 孝雄	

4. 欠席委員

1番 美馬 英二	15番 小田 一夫
4番 天毎木 孝利	18番 藤岡 由信
10番 原田 政憲	19番 村上 一好

5. 事務局

局長 中津 圭二	局長補佐 大久保 政博
局長補佐 原田 佳明	

6. 農林課

事務主任 佐藤 桃子	
------------	--

7. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 議案第39号 非農地証明願について
- 第6 議案第40号 令和6年度第6期農用地利用集積計画について(諮問)
- 第7 議案第41号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について

8. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>本日はご多忙の中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、ただ今より、令和6年第9回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日欠席する旨の届け出のありました委員は、1番美馬委員、4番天毎木委員、10番原田委員、15番小田委員、18番藤岡委員、19番村上委員の6名です。只今の出席委員は、13名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。それでは、はじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願致します。
議 長	<p>それでは、早速でございますが、会議を進めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例のように、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、2番逢坂委員、3番佐藤委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、日程第2、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。事務局長、お願いたします。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。今回、3条申請は9案件でございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。座って説明させていただきます。</p> <p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、美馬町字境石元●●、美馬町字川縁●●、美馬町字助松●●の3筆の農地です。地目等の詳細は、議案書に記載のとおりです。面積は合わせて、2, 314㎡となります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、40, 186㎡。通作距離は1.0kmで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻やブロッコリーの作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地</p>

は、旧郡里小学校の●●に位置する農地であります。

番号2です。申請地は、脇町岩倉字笈ノ川尻●●。地目は、田。面積は、582㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、71,198㎡。通作距離は1.0kmで、稼働人員は4人となっております。この農地は、農地所有適格法人である譲受人が、売買により取得するものです。農地取得後は、細ネギ等の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉小学校の●●に位置する農地であります。

番号3から番号5です。これらの案件は、関連案件でございますので、3案件を一括してご説明させていただきます。申請地は、脇町字西赤谷●●ほか6筆の農地です。それぞれ申請の詳細は、議案書に記載のとおりです。これらの案件は、●●間の贈与であり、同一世帯内で、譲受人3名に贈与するものです。譲渡人は、●●。譲受人は、案件ごとに、●●、●●、●●の3名です。通作距離は、50mとなります。農地取得後は、水稻や季節野菜の作付けを行う計画です。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、共進集会所の●●に位置する農地です。

2ページをお願いします。

番号6です。申請地は、脇町字西赤谷●●。地目は、田。面積は、1,732㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。譲受人は、現在農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、稼働人員は3人となっております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町インターチェンジの●●に位置する農地です。

番号7です。申請地は、脇町字拝原●●。地目は、畑。面積は、129㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。譲受人は、現在農地を所有しておりません。通作距離は、30mで、稼働人員は1人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行う計画です。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、市営東部団地の●●に位置する農地です。

番号8です。申請地は、穴吹町三島字小島●●。地目は、畑。面積は、405㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、1,695㎡です。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行う計画です。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、市営石神団地の●●に位置する農地です。

番号9です。申請地は、穴吹町口山字田方●●。地目は、畑。面積は、332㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。譲受

	<p>人は、現在農地を所有しておりません。●●に隣接する農地で、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、果樹の栽培を行う計画です。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧宮内小学校の●●に位置する農地です。</p> <p>以上、これらの9案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての、概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、6番黒川委員お願いいたします。</p>
6番 黒川委員	<p>先週火曜日、事務局の方と一緒に、現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、何ら問題がありません。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。番号2は、19番村上委員ですけれども、欠席されておりますので、事務局より報告を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>19番村上委員より、現地確認の結果、問題のあるところはありません、とのご報告をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号3から番号6までは、10番原田委員ですけれども、原田委員も欠席されておられますので、事務局より報告を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>10番原田委員より、現地確認の結果、問題はありません、と報告をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。番号7は、12番河野委員お願いいたします。</p>
12番 河野委員	<p>はい。12番河野です。先ほどの説明で、譲受人は農地を所有していないということだったのですが、●●の●●が高齢で、●●が会社を定年後、今現在同居しております。夏に●●の土地を1枚、袋地を売りまして、その代わりの代替地として、●●が土地を探していたところ、この●●の持っている土地の売買が成立しまして、このようになっております。また、●●が今回取得する土地の東、1枚挟んで東隣に、●●の広い土地があり、合わせて耕作してくれるということで、お話を伺っております。都会から息子さんが戻ってきて同居して、また農業を一緒にしてくれるということで、非常にありがたいことと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号8は、8番谷委員お願いいたします。</p>

8番 谷委員	はい。8番谷です。22日、日曜日に現地確認行ってまいりました。別に問題ないと思います。ご審議のよろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。番号9は、17番安達委員お願いいたします。
17番 安達委員	17番の安達です。21日に現地確認いたしまして、住居の●●の隣接地であります。集落内の売買でありますので、集落営農の見地から見ても、適切であると認められます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ご報告ありがとうございました。皆さんのご報告、感謝します。では、これから討議に移らせていただきたいと思えます。今回の3条申請におきましては、議事参与の制限の対象者となる案件が、1件ございます。そのため、議事参与の制限の対象となる審議案件を先にご審議いただきまして、その後、残り8案件についてのご審議をいただく、という順番としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	それでは、議事参与の制限の対象となりますのは、番号1の●●であります。●●の退室を求めます。当該案件の審議が終了次第、入室していただきますので、よろしくをお願いいたします。小休いたします。
	(●●、退室)
議 長	それでは、再開いたします。それでは、番号1の案件につきましての審議を行います。何か、ご意見、ご質疑はございますでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	では、お諮りいたします。番号1の許可申請について許可することに、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議 長	はい。異議なしと認めます。よって、番号1の許可申請について、許可することと決定いたします。 ●●の入室を認めます。小休いたします。
	(●●、入室)
議 長	それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。番号1の許可申請につきましては、許可することと決定いたしましたので、ご報告いたします。 続きまして、残り8案件についての討議を行います。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	では、お諮りいたします。それでは、残り8案件の許可申請について、許可することに、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、残り 8 案件につきましても、許可することと決定いたします。</p> <p>以上より、議案第 3 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 9 案件すべて、許可することと決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 3、議案第 3 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。事務局長、お願いいたします。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案書の 3 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 3 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。この 4 条申請につきましては、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号 1 です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島●●ほか 2 筆。地目等の詳細は、議案書に記載のとおりでございます。面積は合わせて、7 5 0 m²であります。転用者は、●●であります。資材置き場及び駐車場の設置に伴う転用申請です。転用者は、建設業の役員であり、現在所有する資材置き場が手狭となっており、建設資材や工事用車両置き場を確保するため、自身が資材置き場・駐車場を整備し、自身の会社に貸し出すものです。併せて利用する土地は、議案書記載のとおりです。造成計画としまして、隣接する市道の高さまで約 2 0 c m 程度の盛土を行い、転圧を行います。申請地北側の隣接地との境界には、コンクリートブロック擁壁を設置いたします。申請地は、美馬保健所の●●に位置する農地で、農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、第 2 種農地と判断をされます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは現地確認報告を求めます。8 番谷委員お願いいたします。</p>
8 番 谷委員	<p>はい、8 番谷です。2 2 日に現地確認してまいりました。別に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい。ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせていただきたいと思えます。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	(意見無し)
議 長	<p>では、お諮りいたします。許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 3 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請につきましては、許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 4、議案第 3 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。事務局長。</p>

	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、4案件の説明をさせていただきます。この5条申請につきましては、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、脇町大字脇町字二本柳●●。地目は、田。面積は、1,675㎡であります。当該案件は、本年6月総会において、●●を譲受人とし、5条許可相当としてご審議いただいた案件と同じ申請地となります。先に提出のあった案件は、総会后、県民局へ進達いたしておりますが、その後、譲受人を変更することとなりまして、取下願が提出され、県民局に受理されたことから、この度、新たな譲受人による転用申請に至ったものです。譲渡人は、前回同様、●●、●●、●●です。譲受人の変更でありまして、今回、●●が譲受人となります。申請者は、会社役員であり、生コン製造業を営んでいることから、自身が駐車場を整備し、経営する会社に、貸し出すものです。基本的な事業計画につきましては、前回内容から変更はございません。</p> <p>次に、番号2から番号4の3案件は、関連案件となりますので、一括して説明をさせていただきます。番号2の転用場所は、脇町字西俣名●●。番号3の転用場所は、脇町字西俣名●●。番号4の転用場所は、脇町字西俣名●●、●●となります。それぞれの詳細は、記載のとおりです。譲渡人は、すべて●●。譲受人も、すべて同じで、●●であります。3施設とも、非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。事業計画につきましても、すべて同じ内容となります。多少、発電出力が番号3につきましては44.5kw、その他は49.5kwとあるんですが、造成計画であるとかそういった施設の計画は変わりません。計画につきましては、現状地盤のまま整地いたします。周囲には、フェンスを設置いたします。取水・排水等は、生じません。雨水は、自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行う計画です。申請地は、夏子ダムの●●に位置しております。それぞれ、農振農用地指定外のある農地ではありますが、すべてにおいて、農振除外が行われております。農地区分は、すべて、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を、終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、現地確認報告を求めます。番号1につきましては、前回、現地確認をいただいておりますので、報告は不要とな</p>

	ります。番号2から番号4までの3案件を、12番河野委員お願いします。
12番 河野委員	はい。12番河野です。この3案件なんですが、ほぼ隣接してるような状態です。現地を確認させていただきましたが特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは、審議に移らせていただきたいと思います。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	では、お諮りいたします。番号1から番号4までの4案件について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請、4案件につきましては、許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付します。
議 長	続きまして、日程第5、議案第39号、非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは議案第39号、非農地証明願につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。申請場所は、脇町大字北庄字柴床●●。地目は、畑。面積は、327㎡であります。申請者、●●より、非農地証明願が提出されております。申請地は、申請者の●●により、吉野川北岸用水建設工事の作業員の住居が当時建設され、現在に至っております。申請農地は、脇町小学校の●●に位置する農地です。</p> <p>関係書類を基に、9月13日、1番美馬委員と事務局で現地確認を行っております。申請者から提出されました、日本地図センター発行の航空写真からも、当時から宅地化されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議 長	ありがとうございました。現地確認報告でございますけれども、1番美馬委員が欠席ですので、事務局より報告を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	1番美馬委員より、現地確認の結果、問題なしとのご報告をいただいております。

	ります。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第39号、非農地証明願については、非農地証明者を発行することと決定いたします。
議 長	次に、日程第6、議案第40号、令和6年度第6期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。
	(事務局長、挙手)
事務局長	先にお配りしております、議案第40号、美馬市農用地利用集積計画書の2ページをお願いいたします。 新規の利用権設定面積は、1,394㎡。更新の利用権設定面積は、3,515㎡。利用権設定筆数は、8筆。利用権を設定する件数は、延べ5件。利用権設定を受ける者・組織は、5件でございます。詳細につきましては、2ページ以降通りでございます。以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の、各要件を満たしていると判断されます。以上でございます。
議 長	ありがとうございました。何かご、意見ございますでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。それでは、議案第40号、令和6年度第6期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとして、よろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。このことについては原案り決定し、市長へ答申することといたします。
議 長	次に、日程第7、議案第41号、農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について、農林課の佐藤事務主任より説明を求めます。佐藤事務主任、前の席へお願いします。
事務主任 佐藤	農林課の佐藤です。よろしく申し上げます。議案第41号について、私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。本議案説明前に、令和5年11月に受け付けました除外がもうすでにかかる、農業振興地域整備計画の変更の処理状況について、ご報告の説明をさせていただきたいと思

ます。令和5年11月受け付け申請は、令和6年8月22日に県との事前協議を終え、農業振興地域整備計画変更案を8月23日に公告しました。

公告日の翌日から30日間の縦覧期間を設けることとなっており、8月24日から9月24日まで縦覧に供しました。縦覧期間満了日の翌日から、15日間の異議申し立て期間を設けることになっており、9月25日から10月9日まで、異議申し立て期間となります。異議申し立て期間に、異議申し立てがなかった場合は、美馬市から県に農業振興地域整備計画変更の本協議を申し入れ、県からの同意が得られ次第、県でも、同意の処理期間、おそらく7日から10日程度の見込みです。

それで同意が得られ次第、除外の完了通知を申請各社各位へ通知する予定です。それでは、議案第41号について説明させていただくのですが、資料の修正をお願いしたい箇所がございます。

ページ番号1。美馬地区の受付番号2番の2つ、美馬町字蛭子●●、●●についてです。この2筆は、利用者の都合により、太陽光発電施設設置計画を中止したため、本日付で取り下げ申請書が提出されましたので、お手数ですが、お手元の資料から削除していただきますようお願いいたします。

また、住宅地図及び航空写真の、ページ番号6から11についても同様に削除をお願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

美馬市におきましては、年2回、5月と11月に所有者からの申し入れという形で、農振農用地区域からの除外及び編入申し出の受付を行っております。農振農用地区域内の農地は、農地法第4条及び5条によりまして、農地転用の制限がなされており、農地転用の申請をする場合は、事前に農用地区域からの除外が必要となります。

今回、農業委員会からご意見をいただきますものは、令和6年5月に受付をいたしました、合計で49件、66筆、合計面積42,301㎡の土地についてでございます。

委員の皆様方には、本日の総会に先立ちまして、議案書とともに、農用地利用計画変更一覧表と、住宅地図及び航空写真をお配りさせていただいております。なお、資料については、総会終了後回収させていただきます。

内容につきましては、ご承知いただけていると思いますので、概略と主立った案件についてご説明させていただきます。

脇町から31件、42筆。穴吹町から5件、5筆。木屋平から1件、3筆となります。理由別の内訳としましては住宅・共同住宅・建売分譲住宅を含むが、7筆。駐車場及び資材置き場が、6筆。その他、太陽光発電施設や進入路や山林が、53筆となっております。

主な案件8件について、説明させていただきます。事前にお配りさせていただいておりました、農用地利用計画変更一覧表と参考資料をご覧ください。

まず初めに、1件目。変更一覧表が、1ページ目。参考資料が、2ページ目から5ページ目。美馬地区1番の、蛭子●●について。

所有者は美馬町在住で、高齢で農業することが困難で、後継者もないため、利用者である●●と売買契約を締結し、太陽光発電事業を実施するため、除外申請に至りました。

計画地には、侵入防止のため、フェンスを設置することを、土地利用計画で確認し、土地の合意作業及び問題が発生した場合、転用者の責任で解決することを、事業計画書に明記されています。なお、当該申請地は2種農地となり、太陽光発電施設の設置目的の転用が可能であることを、農業委員会事務局に確認済みであります。

続いて2件目。変更一覧表1ページ目。参考資料16ページから19ページ。美馬地区4番の、瀧ノ宮●●について。

所有者は、美馬町在住で、高齢で農業をすることが困難で、後継者がいないため、利用者である●●と、売買契約を締結し、申請地の北側に隣接する、瀧ノ宮●●に、太陽光パネルを施設を設置し、申請地及び南側に隣接する、瀧ノ宮●●を、管理車両用駐車場として利用する事業計画を実施するため、除外申請に至りました。

申請地に隣接する、瀧ノ宮●●及び●●、●●は、すでに農振農用地区域から除外されており、瀧ノ宮●●のみが農振農用地区域です。

瀧ノ宮●●の地下には、配水管が埋設されていますが、配水管の管理者である吉野川北岸土地改良区に、太陽光発電設備の管理車両用駐車場として利用することを説明されています。なお、当該申請地は2種農地となり、駐車場の設置目的での提案が可能であることを、農業委員会事務局に確認済みであります。

続いて3件目。変更一覧表1ページ目から2ページ目にまたがっています。参考資料37ページから40ページ。美馬地区の9番。西荒川●●、及び●●について。

所有者の●●の代から、利用者である、●●であります●●に、駐車場及び資材置き場として、賃貸借契約をしておりました。申請所有者の●●の死亡により、相続手続きを行う中で、当該地が農地かつ、農振農用地区域であることを知り、制度を知らず、転用していたことに対する始末書提出の上、今後も駐車場及び資材置き場として利用したいため、除外申請に至りました。なお、当該申請地は2種農地となり、駐車場資材置き場の設置目的での

転用が可能であることを、農業委員会事務局に確認済みであります。

続いて、4件目。変更一覧表、4ページ。脇地区の10番。大字北庄字飛渡●●について。

所有者は、利用者である●●が実家近くで住めるように、使用貸借契約を締結し、住宅新築のため、除外申請に至りました。なお、当該申請地につきましては、面積675㎡になりますが、事前事業内容、事業計画の内容について、事前に、徳島県西部総合県民局農村保全担当に協議し、駐車場や、車の転回スペースの関係上、本件の全面積除外及び転用はやむを得ないと確認済みであります。

続いて5件目。変更一覧表4ページ目。参考資料112ページから116ページ。脇地区の13番。大字猪尻字庄●●について。

所有者及び利用者は、●●に居住しており、遠方のため耕作ができず、管理のみ行なっていましたが、土地を有効利用したいと考え、日当たりや交通事情もよいことから、アパート新築を目的として、除外申請に至りました。

なお、当該申請地は2種農地となり、アパート新築を目的とする転用が可能であることを、農業委員会事務局に確認済みであります。

続いて6件目。変更一覧表6ページ。参考資料167ページから171ページ。脇地区の23番。曾江名●●、及び●●について。

申請者及び利用者は、当該申請地を近隣住民の駐車場及び進入路として、使用許可しておりましたが、当該地が農地かつ、農振農用地区域であることを知り、制度を知らずに、転用していたことに対する始末書提出の上で、今後も駐車場及び進入路として利用したいため、除外申請に至りました。

なお、当該申請地につきましては、1種農地になりますが、3戸以上の家屋が550m以内の距離で、連担している集落より50m以内の範囲内にあることから、農地法の不許可の例外に該当いたしますので、駐車場及び進入を目的とする転用が、可能であることを、農業議会事務局に確認済みであります。

続いて7件目。変更一覧表8ページ。参考資料211ページから214ページ。穴吹地区の2番。三島字舞中島●●について。

前所有者である、所有者の●●の代から、居宅への進入路及び通路として利用しておりました。●●により相続手続きを行う中で、当該地が農地かつ、農振農用地区域であることを知り、制度を知らず、転用していたことに対する始末書提出の上、今後も駐車場及び通路として利用するため、また、制度を知らず、転用していたことに対する始末書提出の上、今後も駐車場及び通路として利用するため、また、新たに倉庫を設置するため、除外申請に至りました。

	<p>なお、当該申請地は2種農地となり、駐車場・通路・倉庫設置の目的での転用が可能であることを、農業委員会事務局に確認済みであります。</p> <p>最後に、8件目。変更一覧表9ページ目。参考資料230ページから238ページ。木屋平地区の1番。谷口●●、同じく谷口●●、同じく谷口●●の計3筆について。</p> <p>申請地は、20年以上耕作されておらず、現況がそれぞれ山林、宅地、公衆用道路となっており、農地復旧するのが困難な状態であります。</p> <p>申請者は、地目を現況通りのそれぞれ、山林、宅地公衆用道路に変更したいと考え、除外申請に至りました。なお、農振除外手続き完了後は、農業委員会へ非農地証明を申し出る予定である、とお伺いしております。概要及び主立った案件につきましては、以上でございます。</p> <p>これらにつきまして、令和6年8月29日に開催した、関係部署の部長等で構成されております、美馬市土地利用対策会議において、除外に伴う審議を行い、農用地区域からの除外を了承することを市長へ報告しております。</p> <p>今後の作業経過といたしましては、今回の農業委員会からの意見をいただくのと同様に、関連いたします土地改良区、徳島県農業協同組合と、各種関係団体へ農振除外についての意見聴取を依頼しており、回答がまとまり次第、県へ事前協議書を提出いたします。</p> <p>県より、事前協議の同意が得られましたら、中断期間として30日間、異議申し立て期間として15日間の期間を設けることとなります。</p> <p>以上の法的事務処理期間が経過した後に、県へ除外の変更協議を申し出、本協議を提出し、県より最終の除外変更同意を得て、除外手続きの完了となります。</p> <p>除外完了後に、農地転用申請が上がってくるようになりますので、農業委員会には、農地法に基づき、ご審議いただくことになる予定です。</p> <p>除外についての意見聴取は、転用の可否を審査するものではなく、農業振興を図るべき土地、地域から除外することについての、ご意見をいただくものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>佐藤事務主任、ご説明ありがとうございました。それでは、討議に移らせていただきたいと思います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
	<p>(12番河野委員、挙手)</p>
議 長	<p>12番、河野委員。</p>
12番 河野委員	<p>はい。12番河野です。取り下げになった2番の蛭子●●の案件ですが、8ページの写真を見てください。一部が道路になっているようです。取り下</p>

	<p>げになりましても書類が出てきた以上、ここの道路部分が適正に処理されているのかどうかの確認を、農業委員会の方で行っていただけたらと思います。道路として使えるのか、確認が必要だろうと思います。それと、171ページの写真を見てもらえますでしょうか。ただ、171ページの今回転用に関係ない土地なのですが、曾江名●●の向こう側も、車を置いて駐車場となっております。自動車が置かれている隣接する土地が、適正に過去に転用されているかどうかの確認をしていただけたらありがたいと思います。それと、213ページの件で、穴吹の●●。現況が畑となっておりますが、確か説明では、駐車場で使っていますということで、現況と写真が違うと思います。以上、お願いします。</p>
議 長	はい、佐藤事務主任お願いします。
事務主任 佐藤	<p>まず穴吹の●●の方から回答させてください。写真の213ページです。現況畑の部分になりますが、車が止まっている所を駐車場として利用しています。こちらが●●が現在お住まいなのですが、●●がまた戻ってくる予定でありまして、駐車台数が増える予定であります。それと、この現状畑のところには倉庫を設置したい予定でありますので、今回のような事業計画書が提出されており、除外申請に至ったものです。多くの箇所は、もともと白地の箇所であります。</p>
12番 河野委員	これ今、現況道路でしょう。現況を直さないと。
事務主任 佐藤	ご指摘ありがとうございます。修正します。
事務局長	よろしいでしょうか。
事務主任 佐藤	<p>それと続きまして、脇町の23番。曾江名●●、●●についてです。写真のページ番号171ページなのですが、確かに奥に車が写っているところがございます。そちらにつきましては、もう過去に農振除外されており、すでに雑種地に変更されている土地でございます。</p> <p>もう1点。美馬町蛭子●●、●●について、改めて確認させていただきます。</p>
事務局長	また確認後、ご報告させていただきます。
議 長	河野委員、それでよろしいでしょうか。
12番 河野委員	ありがとうございました。
議 長	それでは、討議に移らせていただきます。ご意見がありましたけれども、改めて回答していただけるということで、お諮りいたします。農業振興地域

	整備計画の変更について、適正と認めることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議長	では異議がないようです。よって、議案第41号、農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行については、適正と認め、同意することと、決定いたします。佐藤事務主任、元の席にお戻りください。ありがとうございました。
議長	以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。これもちまして、令和6年第9回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、10月29日(火)午後2時からの開催予定です。今日は、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。